

中部圏の建設業における「2024 年問題」

～不足する労働力の推計～

【ポイント】

2024 年 4 月に時間外労働時間の規制適用によって労働力が不足すると考えられており、「2024 年問題」と呼ばれる。中部社研経済レポート No.38 では運輸業で不足する労働力を推計した。本レポートでは、運輸業と同様に上限規制が適用される「建設業」について、中部圏を対象として不足する労働力を推計した。

【時間外労働時間の規制適用によって、全国で約 10 万人分、中部 9 県で約 1 万 8 千人分の労働力が不足】

「令和 4 年度就業構造基本調査」を用いて、不足する労働力を推計した結果、全国で約 2 億時間分、中部 9 県で約 3,700 万時間分の労働力が不足すると推計された。この不足する労働力を労働者 1 人当たり年間 2,080 時間として換算すると、全国で約 10 万人分、中部 9 県で約 1 万 8 千人分の労働力が不足する。これは建設業の労働者全体の 2.1%に相当する。

【人口の将来予測を踏まえると、2050 年には全国で 118 万人、中部 9 県で 23 万人の建設業労働者が減少すると予測】

国立社会保障・人口問題研究所による県別の生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）の将来予測によると、2020 年比で 2050 年の人口は全国・愛知県・滋賀県は 20%減、愛知県と滋賀県除く中部 7 県は 30%減と予測された。生産年齢人口の減少に比例して労働者数も減少すると思われる。建設業労働者が、全国は 463 万人から 345 万人へ 118 万人減少、中部 9 県は 82 万人から 59 万人へ 23 万人減少と予測された。

【建設業の労働力不足に対して、適切な工期・賃金の徹底、ICT 技術を活用した建設プロセスの省力化、通年で作業量が平準化した工事計画が必要】

今後に向けて、受発注者・元下請業者・公民の団体等の建設業関係者全てが適切な工期・賃金に対する理解を深め、特に、発注者・元請業者は、受注者・下請業者が労働者の賃金を確保できる契約となるように一層の注意が必要である。また、ドローン測量や 3 次元データを活用した設計・施工計画といった ICT 技術の導入による省力化に期待したい。測量や施工の各段階での部分最適化ではなく、建設プロセス全体を通じた最適化による省力化が望まれる。行政においては、通年で公共工事を計画することで、作業量が平準化され、繁忙期の負担を減らすこともできる。予算の繰り越し等を行い、年度の始めから工事ができる体制を整えるべきである。

1. 分析の背景

労働基準法では、1日8時間、週40時間以内を「法定労働時間」と定め、原則的な労働時間としている。この時間以上に働く場合は、労働者と使用者（雇い主）との間で「36協定」を締結する必要がある。36協定を締結することで、上記の法定労働時間に加えて、1月45時間、1年360時間の労働時間の延長（および休日の労働¹）が認められる。加えて、臨時的な事情²がある場合においては、1年720時間の労働時間の延長が認められる。労働基準法で定められた法定労働時間を1年間に換算³すると、**1年間の法定労働時間は2,080時間**である。加えて、36協定による時間外労働時間を合わせると、原則的には**年2,440時間**が上限であり、臨時的な事情があれば**2,800時間**が上限となる。

表1・図1は毎月勤労統計調査から作成した全国の一般労働者（パート含まず）の年間労働時間を産業別に集計したものである。このうち、1年間の法定労働時間である**2,080時間**を超えるのは**運輸業**だけである。その次に長時間なのは**宿泊・飲食**と**建設業**である。

表1 全国の産業別の一般労働者の年間労働時間

産業	時間	産業	時間
産業計	1,948	不動産業	1,956
鉱業	1,934	学術研究	1,927
建設業	2,021	宿泊飲食	2,022
製造業	1,972	生活関連	1,954
電気ガス	1,877	教育	1,868
情報通信	1,932	医療福祉	1,873
運輸業	2,130	複合サービス	1,850
卸小売業	1,951	サービス業	1,919
金融保険	1,799		

出典：総務省「毎月勤労統計調査」より作成

注：2022年の月間労働時間に12をかけて年間の労働時間に換算した。事業所規模5人以上のデータを集計した。

¹ 法律上は時間外労働と休日労働は分けられているが、後述する統計データでは休日労働を含めて時間外労働としているため、本稿も休日労働を含めて時間外労働とする。

² 厚生労働省「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」によれば、「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければならない」、「業務の都合上必要な場合」、「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを定めることは認められない」としている。

³ 以下、1年間を52週として換算する。

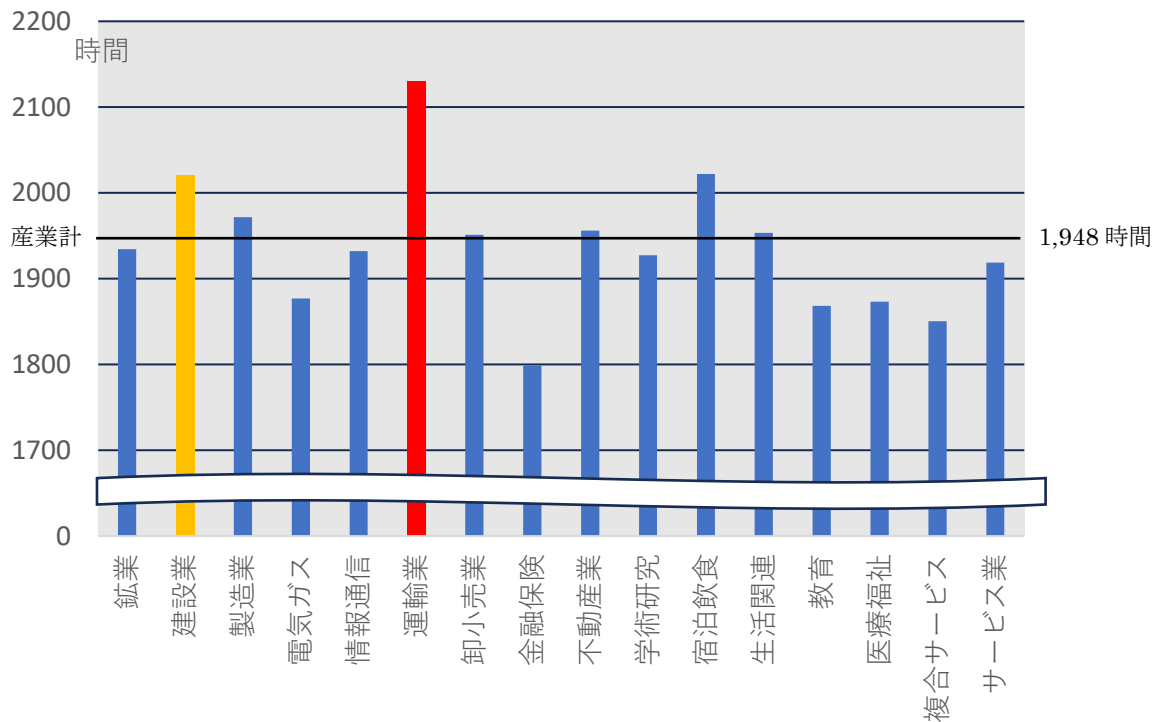


図1 全国の産業別の一般労働者の年間労働時間

出典：総務省「毎月勤労統計調査」

2018年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布された。労働基準法の改正を規定し、時間外労働に関する条文が変更された。大企業は2019年4月以降、中小企業⁴は2020年4月以降に適用される。2018年以前は、時間外労働の上限を破った際の罰則がなく、強制力がかけていた。改正後は、規則を破った使用者に対して、6か月の懲役または30万円以下の罰金が科されることとなった。

一方、上記の上限規制の適用は4つの事業・業務⁵で5年間猶予され、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される。2024年に上限規制が適用されることで労働力が不足すると予測されることから、「2024年問題」と呼ばれている。建設業においては、2024年4月以降は原則的に他の産業と同様の規制となり、単月で100時間、複数月の平均で80時間、

⁴ ここでの中小企業は「中小企業基本法」の定め通りであり、以下のどちらかの条件を満たす企業である。小売業は資本金が5,000万円以下あるいは労働者50人以下、サービス業は資本金が5,000万円以下あるいは労働者100人以下、卸売業は資本金1億円以下あるいは労働者100人以下、製造業・建設業その他は資本金3億円以下あるいは労働者300人以下が条件である。資本金と労働者数の両方が基準を上回れば大企業とされる。

⁵ 自動車運転の業務、建設事業、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業がある。例外的に「新技術・新商品等の研究開発業務」については上限規制の適用が除外される。

年間で 720 時間が上限となる（表 2）。例外として、災害の復旧・復興事業は上限規制が適用されない。

表 2 時間外労働の上限規制のまとめ

	36 協定の 原則的な上限	臨時的事情がある 産業(建設業を含む)
単月の上限	45 時間	100 時間
複数月平均の上限	なし	80 時間
年間の上限	360 時間	720 時間
合計年間労働時間	2,440 時間	2,800 時間

出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より作成

No.38 の経済レポートでは運輸業を取り上げたが、2024 年問題は運輸業だけの問題ではない。建設業においても長時間労働が常態化しており、2024 年 4 月の時間外労働の上限規制適用によって、労働力不足の懸念がある。国が中心となって「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、受発注者や元下請等における契約の留意点をまとめている。特に、「時間外労働の上限規制の適用に向けた取組」として、労働者の週休 2 日の確保に向けて、施工時期の平準化や必要経費へのしわ寄せ防止の徹底、生産性の向上が必要だとしている。また、国土交通省と有識者による中央建設業審議会は「工期に関する基準」を定め、労働時間と密接に関係する工期について考慮すべき事項を挙げている。国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」の令和 4 年度調査⁶によると、発注者から「妥当な工期」を提示されたと考える建設企業が全体の 6 割だったが、その工期は 4 週 6 閉所以下が 7 割を超えていた。4 週 8 閉所（≒週休 2 日）を確保すべきという認識が建設企業自体に醸成されていないことも問題の一つである。加えて、最終的な工期設定は「注文者等の意向を優先し、協議は依頼しない企業」が 22%を占め、下請企業ではその割合が高くなる。下請企業から元請企業に協議をしづらい状況が伺える。あるいは、短い工期への対応として、休日出勤や早出・残業をする企業が約半数だった。

受発注者間や元下請間が協議して適正に工期設定され、労働環境が改善されるべきである一方で、2024 年にどのくらいの労働力が不足するのか、その実態が十分には把握されていない。本レポートでは、2024 年の時間外労働の上限規制適用によって建設業で不足する労働力を推計する。

⁶ 建設企業 2,182 社、発注者 42 社から回答を得ている。

2. 分析方法

本レポートでは、「令和4年度就業構造基本調査」⁷を用いて分析する。この調査では、全国の産業別の週間労働時間・年間就業日数別の人数が公表されている。分析は、就業日数が年間200日以上かつ週に40時間以上の労働をしている人を対象とした。通年的に就業している人で時間外労働をしている人が分析対象である。

年間労働時間を算出するに当たり、次のように計算した。

①週間労働時間は、40~44時間、45~49時間といった区分で集計されている。各区分の平均値(前出の区分なら42時間と47時間)を各区分の週間労働時間として計算し、75時間以上の区分は77時間として計算した。

②上記①の週間労働時間に52をかけることで年間の労働時間を算出した。

各区分の年間労働時間が表3である。週の労働時間が57時間以上の区分になると、法律の上限を超える労働時間になる。この超過する年間労働時間から年間労働時間の上限を引き、人数をかけることで不足する労働時間数を算出した。

計算式：(ある区分の年間労働時間 - 年間労働時間の上限) × ある区分の人数

表3 週間労働時間を年換算した際の年間労働時間

	42時間	47時間	52時間	57時間	62時間	67時間	72時間	77時間
単位：時間/年	2,184	2,444	2,704	2,964	3,224	3,484	3,744	4,004

以下の分析では、中部9県で①時間外労働の上限規制適用によって建設業の労働力がどのくらい不足するのか、②その不足する労働力を人数に換算すると何人なのか、③今後、労働力人口はどのように推移すると予測されるのかを推計する。時間外労働を合わせた年間労働時間の上限について、①年間2,800時間、②年間2,440時間、③年間2,080時間の3パターンに分けて考える。加えて、年間労働時間の上限と同じように新しく雇用する人の労働時間を2,800時間・2,440時間・2,080時間としたときに必要な労働者数を示す。

本研究では、中部9県(富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県)および比較対象として全国・東京都・大阪府の計12地域を分析対象とする。

⁷調査は5年に1回実施され、約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人が調査対象である。

3. 分析結果① 不足する労働力の推計

表4は、年間労働時間を産業別に集計したものである。建設業・運輸業・学術研究・教育の4産業では、すべての区分で、産業計を上回る割合となっており、他産業と比較しても長時間労働の傾向にある。年間労働時間が2,800時間以上の人は建設業463万人の内、39万3,800人(8.5%)だった。

表4 年間労働時間で区分した際の全国の産業別の人数と総数に対する割合

	総数	2,440時間以上(人)	割合		2,800時間以上(人)	割合	
産業計	67,060,400	17,364,300	25.9%	4,576,000	6.8%	3,269,600	4.9%
鉱業採石業	23,600	8,100	34.3%	1,700	7.2%	1,000	4.2%
建設業	4,629,000	1,773,200	38.3%	393,800	8.5%	287,300	6.2%
製造業	10,477,400	3,320,400	31.7%	593,300	5.7%	356,900	3.4%
電気ガス	356,800	100,200	28.1%	18,900	5.3%	11,800	3.3%
情報通信	2,932,000	1,025,800	35.0%	177,600	6.1%	114,100	3.9%
運輸業	3,470,000	1,331,300	38.4%	539,600	15.6%	438,100	12.6%
卸小売業	9,673,500	2,183,700	22.6%	584,900	6.0%	426,200	4.4%
金融保険	1,611,000	485,600	30.1%	100,600	6.2%	59,300	3.7%
不動産業	1,523,800	314,800	20.7%	76,000	5.0%	56,000	3.7%
学術研究	2,718,900	790,900	29.1%	209,600	7.7%	156,300	5.7%
宿泊飲食	3,642,100	667,600	18.3%	280,600	7.7%	236,900	6.5%
生活関連	2,216,000	508,900	23.0%	165,100	7.5%	127,400	5.7%
教育	3,425,200	1,067,200	31.2%	428,300	12.5%	324,000	9.5%
医療福祉	9,000,900	1,504,000	16.7%	342,300	3.8%	231,100	2.6%
複合サービス	461,600	85,100	18.4%	15,700	3.4%	8,800	1.9%
サービス業	4,593,400	879,200	19.1%	209,900	4.6%	142,500	3.1%

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

表 4 は全国のデータを産業別に集計したが、都道府県別、産業別、週間労働時間別のデータは公表されていない。そこで、全国の建設業全体に占める労働時間別の割合をウェイトとして、各県の建設業の人数を按分⁸することで、中部 9 県の労働時間別の人数を推計したのが表 5 である。

中部 9 県においては、年間労働時間が 2,800 時間以上の人は 3,633 人～23,021 人、合計で 69,521 人と推計された。比較対象の東京都は 34,148 人、大阪府は 23,182 人だった。

表 5 中部圏における建設業の年間労働時間の推計

	総数	2,440 時間 以上(人)	2,800 時間 以上(人)		総数	2,440 時間 以上(人)	2,800 時間 以上(人)
全 国	4,629,000	1,773,200	393,800	長 野 県	79,900	30,607	6,797
東 京 都	401,400	153,762	34,148	岐 阜 県	88,400	33,863	7,520
大 阪 府	272,500	104,385	23,182	静 岡 県	144,100	55,199	12,259
富 山 県	46,200	17,698	3,930	愛 知 県	270,600	103,657	23,021
石 川 県	48,300	18,502	4,109	三 重 県	54,600	20,915	4,645
福 井 県	42,700	16,357	3,633	滋 賀 県	42,400	16,242	3,607
中部 9 県	817,200	313,039	69,521				

出典：総務省「令和 4 年就業構造基本調査」より作成

次に、各県の建設業の年間労働時間の推計結果と労働時間の上限から、不足する労働時間を推計する。

⁸ 建設業の労働時間について、全国と各県が同じ割合で時間外労働をしている人がいるという前提で分析しており、各県の建設業の 38.3%は 360 時間以上、8.5%は 720 時間以上の時間外労働をしているものとして計算した。

パターン①：年間労働時間の上限が2,800時間

パターン①は、年間労働時間の上限が2,800時間になった時に不足する労働力の推計である(表6)。全国は2億693万時間分の労働力が不足し、中部各県は191万時間～1,210万時間分、中部9県の合計で3,653万時間分の労働力が不足する。この不足する労働力を人数に換算したのが表7である。労働者が一人当たり年間2,800時間働くならば、全国は73,905人、中部各県は682人～4,321人、中部9県の合計で13,051人の労働者が必要である。これは建設業の労働者数の1.6%に当たる。また、労働者の労働時間を一人当たり年間2,080時間で計算すると、全国は99,488人、中部各県は918人～5,816人、中部9県の合計で17,568人の労働者が必要である。これは建設業の労働者数の2.1%に当たる。

表6 年間労働時間の上限が2,800時間になった場合に不足する労働時間(単位：時間)

全 国	206,933,200	長 野 県	3,571,822
東 京 都	17,944,045	岐 阜 県	3,951,803
大 阪 府	12,181,745	静 岡 県	6,441,796
富 山 県	2,065,309	愛 知 県	12,096,808
石 川 県	2,159,186	三 重 県	2,440,819
福 井 県	1,908,846	滋 賀 県	1,895,435
中部9県	36,531,824		

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

表7 不足する労働力を補うのに必要な労働者数(単位：人)

	雇用2,080時間	雇用2,440時間	雇用2,800時間		雇用2,080時間	雇用2,440時間	雇用2,800時間
全 国	99,488	84,809	73,905	長 野 県	1,718	1,464	1,276
東 京 都	8,627	7,355	6,409	岐 阜 県	1,900	1,620	1,412
大 阪 府	5,857	4,993	4,351	静 岡 県	3,098	2,641	2,301
富 山 県	993	847	738	愛 知 県	5,816	4,958	4,321
石 川 県	1,039	885	772	三 重 県	1,174	1,001	872
福 井 県	918	783	682	滋 賀 県	912	777	677
中部9県	17,568	14,976	13,051				

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

パターン②：年間労働時間の上限が2,440時間

パターン②は、年間労働時間の上限が36協定の通常の範囲内である2,440時間になった時に不足する労働力の推計である(表8)。全国は4億6,532万時間分の労働力が不足し、中部各県は429万時間～2,720万時間分、中部9県の合計で8,215万時間分の労働力が不足する。この不足する労働力を人数に換算したのが表9である。労働者が一人当たり年間2,440時間働くならば、全国は190,704人、中部各県は1,760人～11,149人、中部9県の合計で33,671人の労働者が必要である。これは建設業の労働者数の4.1%に当たる。また、労働者の労働時間を一人当たり年間2,080時間で計算すると、全国は223,710人、中部各県は2,064人～13,078人、中部9県の合計で39,499人の労働者が必要である。これは建設業の労働者数の4.8%に当たる。

表8 年間労働時間の上限が2,440時間になった場合に不足する労働時間(単位：時間)

全 国	465,316,800	長 野 県	8,031,716
東 京 都	40,349,571	岐 阜 県	8,886,154
大 阪 府	27,392,272	静 岡 県	14,485,235
富 山 県	4,644,121	愛 知 県	27,201,280
石 川 県	4,855,217	三 重 県	5,488,507
福 井 県	4,292,294	滋 賀 県	4,262,137
中部9県	82,146,660		

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

表9 不足する労働力を補うのに必要な労働者数(単位：人)

	雇用2,080 時間	雇用2,440 時間		雇用2,080 時間	雇用2,440 時間
全 国	223,710	190,704	長 野 県	3,862	3,292
東 京 都	19,399	16,537	岐 阜 県	4,273	3,642
大 阪 府	13,170	11,227	静 岡 県	6,965	5,937
富 山 県	2,233	1,904	愛 知 県	13,078	11,149
石 川 県	2,335	1,990	三 重 県	2,639	2,250
福 井 県	2,064	1,760	滋 賀 県	2,050	1,747
中部9県	39,499	33,671			

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

パターン③：年間労働時間の上限が2,080時間

パターン③は、年間労働時間の上限が法定労働時間である2,080時間になった時に不足する労働力の推計である（表10）。全国は、12億5,035万時間分の労働力が不足し、中部各県は1,153万時間～7,309万時間分、中部9県の合計で2億2,074万時間分の労働力が不足する。この不足する労働力を人数に換算したのが表11である。労働者が一人当たり年間2,080時間働くならば、全国は601,130人、中部各県は5,546人～35,141人、中部9県の合計で106,128人の労働者が必要である。これは建設業の労働者数の13.0%に当たる。

表10 年間労働時間の上限が2,080時間になった場合に不足する労働時間(単位：時間)

全 国	1,250,350,400	長 野 県	21,581,982
東 京 都	108,423,126	岐 阜 県	23,877,938
大 阪 府	73,605,635	静 岡 県	38,923,200
富 山 県	12,479,194	愛 知 県	73,092,421
石 川 県	13,046,430	三 重 県	14,748,138
福 井 県	11,533,800	滋 賀 県	11,452,767
中部9県	220,735,871		

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

表11 不足する労働力を補うのに必要な労働者数(単位：人)

	雇用 2,080 時間		雇用 2,080 時間
全 国	601,130	長 野 県	10,376
東 京 都	52,127	岐 阜 県	11,480
大 阪 府	35,388	静 岡 県	18,714
富 山 県	6,000	愛 知 県	35,141
石 川 県	6,273	三 重 県	7,091
福 井 県	5,546	滋 賀 県	5,507
中部9県	106,128		

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

4. 分析結果② 建設業労働者の将来予測

本章は、将来の人口予測から労働力がどのように推移するのかを分析する。表 12・図 2 は国立社会保障・人口問題研究所による年齢区分別の将来推計人口で、2020 年を 100 としたときの指数である。唯一、東京都は増加がみられ、2020 年比で減少するのは 2040 年以降である。東京都以外は、①2030 年に愛知県と滋賀県を除く中部 7 県ではおよそ 10%程度の人口減少、2040 年に 20%の人口減少、2050 年に 30%の人口減少と予測された。②比較的人口減少が緩やかな愛知県、滋賀県においては、2040年に10%の人口減少、2050年に20%の人口減少と予測された。大阪府・愛知県といった都市的な地域の減少幅が小さい。また、滋賀県は大阪府よりも減少幅が小さく推移している。2035年から2040年にかけての減少幅が大きいのは、団塊世代の子供である「団塊ジュニア世代」が1971年～1974年にかけて出生し、2040年には65歳以上となって老年人口となるからである。

表 12 各県における将来の 15 歳～64 歳人口の予測（2020 年比の指数）

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
全 国	100	97	94	90	83	78	74
東 京 都	100	102	102	101	98	95	94
大 阪 府	100	99	95	90	82	77	73
富 山 県	100	95	90	84	76	69	65
石 川 県	100	96	92	87	79	74	70
福 井 県	100	95	90	85	77	70	65
長 野 県	100	96	91	85	77	71	67
岐 阜 県	100	95	90	84	76	69	64
静 岡 県	100	96	92	86	78	73	68
愛 知 県	100	99	97	93	86	82	78
三 重 県	100	96	91	85	77	71	67
滋 賀 県	100	99	96	92	85	79	75
中部 9 県	100	97	94	89	81	76	72

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

注：2020 年比で初めて 10%以上減少した時は太字、20%以上減少した時は赤太字にしている。

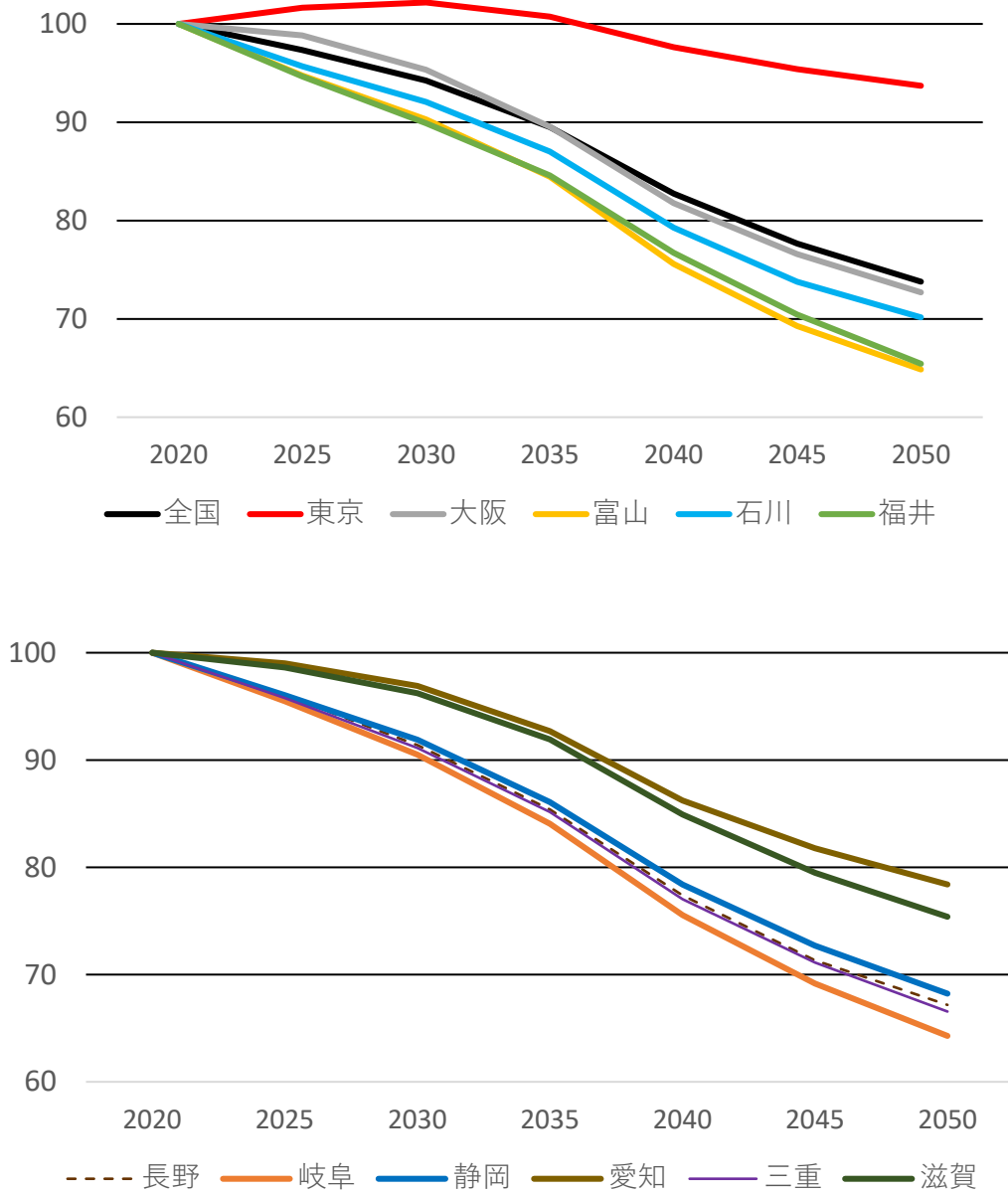


図2 各県における将来の15歳～64歳人口の予測 (2020年比の指数)

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

注：長野県と三重県はほとんど重なっている

表 13 は生産年齢人口の変化に比例して建設業労働者数が変化した場合の将来予測である⁹。2022 年比で、2030 年には全国で 22 万人の減少、中部 9 県の合計で 4 万 5 千人の減少と予測された。現在と同程度の労働需要があると仮定すれば、2030 年時点で時間外労働の規制適用以上の労働力不足の可能性はある。2040 年には全国で 75 万 8 千人の減少、中部 9 県の合計で 15 万人の減少と予測された。2040 年には、団塊ジュニア世代が老年人口となるため、他の期間よりも減少幅が大きく、中部 9 県においても 10 万人規模で労働力が減少すると予測された。2050 年には全国で 118 万人の減少、中部 9 県の合計で 23 万人の減少と予測された。

表 13 各県における建設業労働者数の将来予測（単位：人）

	2022 年	2030 年	2040 年	2050 年
全 国	4,629,000	4,408,663	3,871,359	3,451,948
東京都	401,400	407,448	389,268	373,664
大阪府	272,500	261,033	223,906	199,017
富 山 県	46,200	42,605	35,671	30,604
石 川 県	48,300	45,244	38,963	34,479
福 井 県	42,700	39,224	33,480	28,551
長 野 県	79,900	74,194	62,814	54,531
岐 阜 県	88,400	81,472	68,009	57,871
静 岡 県	144,100	134,547	114,787	99,889
愛 知 県	270,600	263,249	234,236	212,970
三 重 県	54,600	50,595	42,778	36,960
滋 賀 県	42,400	41,027	36,210	32,141
中部 9 県	817,200	772,157	666,948	587,996

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「令和 4 年就業構造基本調査」より作成

注：2022 年の労働者数から生産年齢人口を推計するに当たって、2020 年から 2025 年間の増減率の 2/5 だけ変化すると仮定し、就業構造基本調査の建設業労働者数と対応させ、生産年齢人口の変化率を各県にかけた

⁹ 人口に占める就業者数（労働参加率）に変化がない、産業構造の変化等による産業への就業率に変化がないという仮定を置いている。

5. 分析結果③ 労働力不足による経済損失額の推計

時間外労働の上限規制適用によって不足する労働力分の建設業総生産額がそのまま失われた場合の経済損失額を推計する。表 14 は各県の建設業総生産額である¹⁰。この値を各県の建設業労働者数で割ることで、各県の建設業労働者一人当たり総生産額(表 15)が計算できる。全国では一人当たり 680 万円の実質総生産額となった。全国よりも高い地域は東京都(1,147 万円)、大阪府(756 万円)、福井県(998 万円)、長野県(720 万円)、滋賀県(817 万円)だった。

表 14 2022 年の建設業の実質総生産額 (単位：10 億円)

	総生産額		総生産額
全 国	31,486	長 野 県	575
東 京 都	4,606	岐 阜 県	533
大 阪 府	2,060	静 岡 県	902
富 山 県	270	愛 知 県	1,724
石 川 県	283	三 重 県	369
福 井 県	426	滋 賀 県	346
中部 9 県	5,429		

出典：内閣府「県民経済計算」、中部圏社会経済研究所「中部社研 経済見通し 2024」から作成

表 15 2022 年の建設業労働者一人当たりの実質総生産額 (単位：万円)

	一人当たり 総生産額		一人当たり 総生産額
全 国	680	長 野 県	720
東 京 都	1,147	岐 阜 県	603
大 阪 府	756	静 岡 県	626
富 山 県	584	愛 知 県	637
石 川 県	586	三 重 県	676
福 井 県	998	滋 賀 県	817

出典：内閣府「県民経済計算」、中部圏社会経済研究所「中部社研 経済見通し 2024」、総務省「令和 4 年度就業構造基本調査」から作成

¹⁰ 県民経済計算の 2020 年の実質建設業総生産額を基準として、当財団が公表している各県の「経済見通し」の実質県内総生産の成長率をかけて 2022 年まで延伸した。また、東京都と大阪府は全国の成長率をかけて延伸した。

表7で計算した不足する労働者数と表15で計算した一人当たり実質総生産額から各県の建設業の経済損失額を求めたのが、表16¹¹である。全国は5,027億円の損失額、中部各県は43億円～275億円で、中部9県を合計すると867億円(建設業生産額の1.6%¹²)の損失額になった。

表16 建設業の経済損失額（単位：100万円）

	経済損失額		経済損失額
全 国	502,690	長 野 県	9,185
東 京 都	73,543	岐 阜 県	8,508
大 阪 府	32,892	静 岡 県	14,403
富 山 県	4,314	愛 知 県	27,533
石 川 県	4,525	三 重 県	5,895
福 井 県	6,807	滋 賀 県	5,528
中部9県	86,698		

出典：内閣府「県民経済計算」、中部圏社会経済研究所「中部社研 経済見通し 2024」、総務省「令和4年度就業構造基本調査」から作成

¹¹ 本来は、各県の労働時間等の差異も加味した上で推計すべきであるが、計算方法を単純化するために、表15の一人当たり総生産額に表7で推計した一人当たり2,080時間働いた場合に必要な人数をかけることで、時間外労働時間が規制された時に失われる労働力分の経済損失額を推計した。

¹² GDP全体に対しては、約0.1%に相当する

6. まとめ

分析結果①の不足する労働力の推計からは、2024年4月の時間外労働時間の規制適用によって、全国では約2億時間分の労働力が不足すると推計された。労働者一人当たりの労働時間を年間2,080時間とすると、約10万人分の労働力が不足する。これは、2022年の建設業の労働者数の2.1%に当たる。中部9県の合計は約3,700万時間分の労働力が不足し、約1万8千人分の労働力が不足する。コロナ禍から経済が回復しつつあり、全産業において人材の取り合いになっている。その中で、建設業の労働者数を2%以上も増加させるのは簡単ではない。法改正適用が目前に迫る中、労働環境の改善に向けた取組が不可欠である。

国立社会保障・人口問題研究所による県別の生産年齢人口の将来予測から、全国・愛知県・滋賀県は2040年に10%、2050年に20%の人口減少と予測された。愛知県と滋賀県を除く中部7県は2030年に10%、2040年に20%、2050年に30%の人口減少と予測された。人口が減少すれば労働需要も減少する可能性が高いため、減少した人口と同等に比例して建設業労働力が不足することにはならない点に留意すべきであるが、将来的に時間外労働時間の規制以上に労働力が不足する可能性がある。2050年に全国で118万人、中部9県で23万人の建設業労働者の減少と予測された。

時間外労働時間が規制され、不足する労働力がそのまま経済活動の損失につながる場合を計算したところ、全国では5,027億円の損失で中部9県の合計は867億円の損失となる。これは、**建設業の総生産額を1.6%減少**させる。

今後に向けて、企業においては、受発注者間、元下請間での適切な工期、賃金に関する再協議が必要である。資材や人件費を契約金額に反映させ、休日労働を前提とした著しく短い工期を見直す必要がある。特に、契約の力関係が強い発注者・元請業者側は、適切な工期・賃金を理解して、契約に反映すべきである。**週休1日から週休2日になったとしても、給料が維持できるような賃金水準**が望まれる。建設業者自身が週休2日を確保すべきという認識を持つ必要がある。また、省力化技術への期待も高まる。例えば、ドローン測量や3次元測量データを基にした設計・施工によって、省力化が期待される。一方で、ICT技術の導入・対応が遅れている企業にとっては、負担が増加する懸念もある。下請け

企業が ICT に対応できてこそ全体最適化といえるので、行政や大手ゼネコンによる支援も必要となろう。測量や施工の各段階での部分最適化ではなく、**建設プロセス全体での最適化による省力化**が必要となる。

行政においては、公共工事で率先して適切な工期・賃金を設定することが民間工事の手本となる。週休 2 日が守られる工期を設定できているか、下請業者まで行き渡る賃金を設定できているか、見直しが必要となる。また、公共工事の発注量を通年的に計画できれば、建設業者の繁忙期の負担を減らすことができる。予算の繰り越しを活用して、年度の始めから工事が開始できることも必要である。あるいは、短期間の工期を設定する、相場より低い賃金で契約するといった「ダンピング」を行う企業を勧告し、**適切な工期・賃金の水準を確保**する必要もある。

最後に、人手確保に向けた課題をまとめる。就業構造基本調査より、全国の産業別の就業者に占める 15 歳～34 歳の割合は、全産業平均の 24% に対して、建設業は 17% と不動産業に次いで若年層が少ない¹³。4 ページで指摘したように、他の産業よりも休日が少なく賃金が低ければ、建設業へ就業する割合が減少するだろう。就職する際の選択肢の一つとなるように、賃金や休日等の労働条件の整備が必要となる。また、高齢者の活躍も今後さらに必要となる。特に、2040 年前後で団塊ジュニア世代が定年を迎え、労働力不足が加速すると思われる。1 日の労働時間を短くする、就業日数を減らすといった体力的な負担を軽減させ、就業が継続できる体制が必要となる。あるいは、国内だけで人材を確保できないのであれば、外国人の活用も必要になる。その際には、外国人を単なる安価な労働力としてみなすだけでなく、技能に合わせた適切な賃金で雇用すべきである。若年層・高齢者・外国人のそれぞれの人材が働きやすいように、休日・賃金を含めた労働環境の整備が必要である。

¹³ 都道府県別にみても建設業就業者に占める 34 歳以下の割合が低いという傾向がみられた。

引用文献

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」(2018年7月改定) <https://www.mlit.go.jp/common/001199096.pdf>

公益財団法人中部圏社会経済研究所「中部社研 経済見通し 2024」(2023年12月27日)

<https://www.criser.jp/research/bunnseki/keizai-mitoshi-c9.html>

厚生労働省「毎月勤労統計調査」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

厚生労働省「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(2018年9月7日告示)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00011010

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(2022年度調査)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_00001_00050.html

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>

総務省統計局「令和4年度就業構造基本調査」

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>

中央建設業審議会「工期に関する基準」(2020年7月20日)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf>

内閣府「県民経済計算」

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_2020.html

最近の中部社研経済レポート

No.	発表年月日	タイトル
39	2024年4月24日	中部圏の建設業における「2024年問題」 ～不足する労働力の推計～
38	2024年2月9日	中部圏の運輸業における「2024年問題」 ～不足する労働力の推計～
37	2023年10月12日	2020年以降の実質総雇用者所得の変動要因について
36	2023年7月14日	2022年の物価上昇と家計支出 ～家計モデルの応用による支出増減の要因分析～
35	2023年4月28日	中部圏の経済動向 －2022年の回顧と中部圏景気基準日付の設定－
34	2022年8月9日	物価上昇と家計負担の増加について～北陸・東海の世帯で全国上回る負担増、高齢世帯と低所得世帯では一段と厳しく～
33	2021年7月29日	中部圏景気基準日付（景気の暫定山）の設定について
32	2021年7月15日	財政ポピュリズムを排して0票世代の権利を守るためには何が必要なのか？
31	2021年7月8日	よりよき財政を実現するには？－財政破綻論争を超えて－
30	2021年6月15日	世代会計から見た財政健全化の必要性について
29	2021年3月9日	ギャンブルを続ける日本財政 ～10年後の国の「財政破綻確率」は50%～
28	2021年1月15日	2020、2021年度民間企業設備の見通しについて ～コロナ禍における設備投資の動向～
27	2020年9月11日	「家計調査」に見る特別定額給付金の進捗 ～地域差大きく、「迅速かつ的確」とはならず～

<https://www.criser.jp/bunnseki/report.html>

No.26以前のレポートは上記URLから検索できます

本レポートは、わたしたちの社会・経済に関するタイムリーな話題を、平易かつ簡潔に解説するために執筆されているものです。レポート内の意見や予測等は執筆時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は公益財団法人中部圏社会経済研究所にあります。レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。本レポートに関するお問い合わせは、criser@criser.jpにご連絡下さい。



Chubu Region Institute for Social and Economic Research

公益財団法人
中部圏社会経済研究所